

事 務 連 絡
平成 1 8 年 7 月 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部基準審査課

農産物の食品分類について

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 1 1 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日付け食安発第 1 1 2 9 0 0 1 号）別添 1 でスパイスについて定義したところであるが、スパイスに分類される果実（オールスパイスの果実、コショウの果実等）のうち未成熟のものの取扱いの詳細については追って通知することとしており、未成熟の果実については従前の取扱いどおり果実には分類されないが、全てスパイスに含まれるものとして取扱うようお願いする。